熊本市指定収集袋及びその外袋広告掲載業務仕様書

- 1 業務名 熊本市指定収集袋及びその外袋広告掲載業務
- 2 業務の目的 指定収集袋を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市民サービス向上のための財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため。
- 3 履行場所 熊本市が指定する場所
- 4 履行期間 契約締結日~令和9年(2027年)11月30日
- 5 業務の内容 熊本市指定収集袋及びその外袋に掲載する広告の作成。詳細は以下のとおり。
- (1) 広告掲載媒体の概要
 - ア 名称 熊本市指定収集袋及びその外袋
 - イ 規格 次表参照
 - ウ 部数 次表参照
 - エ 販売期間 令和8年(2026年)12月頃~令和9年(2027年)11月頃(予定)※令和8年度(2026年度)製造分の販売期間
 - オ 対象者 熊本市在住で家庭ごみを出す世帯
 - カ 販売場所 熊本市及びその近郊の指定収集袋取扱店(スーパー、コンビニ等)
 - キ 製造元 環境局資源循環部廃棄物計画課

(2) 掲載する広告の概要

種類		広告掲載枠	製造(販売)	枠	色
		(縦×横)	枚数	数	数
1	燃やすごみ・埋立ごみ共通(大)450	12.5 cm×42 cm	1,300.55 万枚	上	
2	燃やすごみ・埋立ごみ共通(中)300	10 cm×33 cm	1066.65 万枚	部に	
3	燃やすごみ・埋立ごみ共通(小)150	9 cm×23 cm	651.25 万枚	1	
4	燃やすごみ・埋立ごみ共通(特小)50	7.5 cm×20 cm	392. 15 万枚	枠	黒 1
⑤	燃やすごみ・埋立ごみ共通(大)450の外袋	4.5 cm×16 cm	130.055 万枚	下	色
6	燃やすごみ・埋立ごみ共通(中)300の外袋	3.7 cm×14.7 cm	106.665万枚	部に	
7	燃やすごみ・埋立ごみ共通(小)150の外袋	3.3 cm×12.5 cm	65. 125 万枚	1	
8	燃やすごみ・埋立ごみ共通(特小)50の外袋	3.3 cm×10.6 cm	39. 215 万枚	枠	

- ※製造 (販売) 枚数は本業務の公告開始時点での見込み枚数であり、変更になる可能性がある。
- ※①~⑧の広告内容は同一とする(全枠同一も可)。但し、指定収集袋と外袋との間でレイアウト 等に差を設けることは可能とする。
- ※広告掲載位置については、別紙「広告掲載イメージ」参照。
- (3) 広告の選定

熊本市広告事業掲載基準を満たさない広告、熊本市指定収集袋取扱店にかかる広告は選定しない。

(4) 広告原稿について

- ① あらかじめ市と協議のうえ、令和8年(2026年)2月19日(木)までに原稿素案を入稿し、 熊本市の審査を受けること。
- ② 素案の承認後、令和8年(2026年)3月18日(水)までに完全版下原稿を廃棄物計画課に納品すること。
- ③ 広告には統一した規格で「広告」と記載すること。
- ④ 広告には広告主の住所及び連絡先の電話番号(固定電話を含む。)を記載すること。
- ⑤ 広告主が法人格を有しない団体である場合は、団体名のほか代表者名を広告に記載すること。
- ⑥ 原稿の提出はデジタルデータとすること。
- ⑦ 広告の原稿データ製作に係る経費は、広告掲載者が負担すること。

(5) 業務基準

- ① 契約書、仕様書、熊本市広告事業実施要綱、熊本市広告事業掲載基準(以下「契約書等」という。) に基づき業務を行うこと。
- ② 契約書等に定めのない事項等疑義が生じた場合は、廃棄物計画課と協議すること。
- ③ 市の他の事業の執行に支障をきたさないこと。

(6) 契約料金の納入

広告掲載者が決定した後、市が指定する期日までに市が発行する納入通知書によって納入すること。